

令和6年度私立学校経常費補助金(処遇改善費)概要

1 補助対象園

学校法人立の私学助成園

2 補助額の算定方法

$\frac{\text{処遇改善額} \times \text{法定福利費の割合} \times 2}{3}$ (補助率)

3 補助対象

補助の対象となる処遇改善の対象者は、幼稚園教諭だけではなく、調理員や栄養士、事務職員など、幼稚園に勤務するすべての教職員が対象です。また、非常勤も含まれます。

ただし、法人役員を兼務する園長、通常の教育・保育以外の預かり保育等のみに従事する教職員は対象外となります。

4 交付決定額(補助基準額)

「補助基準額」×12ヶ月× $\frac{2}{3}$ (補助率)により交付決定額を算出します。

「補助基準額」については、令和6年度においては次のとおり定めます。

補助基準額＝「現況調査報告月の処遇改善実績額」×「法定福利費の割合」

「法定福利費の割合」は次のとおり算出

{「前年度における法定福利費等の事業主負担額の総額」/「前年度の賃金の総額」}+1

《令和5年度との相違点》

交付決定額算出における補助基準額については、令和5年度は次の算出方法としていましたが、令和6年度においては教員数を基に計算していた上限額(a)は撤廃されました。

~~(a)または(b)のいずれか低いほうを「補助基準額」とする。~~

~~(a)＝「5月1日時点の教員数」×11,000円(9,000円+法定福利費2,000円)~~

(b)＝「現況調査報告月の処遇改善実績額」×「法定福利費の割合」

令和6年度においては、教員数に基づく上限額の算出がなくなったため、全ての教職員が補助対象となり、算定対象と支給対象の取扱いの差は無くなりました。

また、「法定福利費の割合」の算出に係る数値については、令和5年度までは各幼稚園において計画書に記載いただいていたが、令和6年度は、別途提出いただく決算書類(人件費支出内訳表)から県において各園の法定福利費の割合を算出します。(算出された法定福利費の割合の値については、内示通知までに別途ご連絡します。)

【補助対象一覧表】(参考)

職名	職コード	令和5年度		令和6年度
		算定対象	支給対象	補助対象
園長	01	×	△(※)	△(※)
教員(副園長、教諭等)	02~20	○	○	○
その他職員(教育補助員、事務職員等)	31~44	×	○	○
預かり保育等のみ従事している教職員	全職種	×	×	×

※法人役員を兼務している園長は対象外

5 補助金支払

12月と3月に経常補助金(一般補助)の支払にあわせて、交付決定額の一部を概算払いします。

6 補助金の精算方法

年度末の実施状況報告書において、処遇改善実績額を報告し、補助額を精算します。額の確定後、精算額が交付決定額を下回った場合、返還が発生します。

7 スケジュール

令和6年5月22日 計画書提出締切
 令和6年11月 内示、交付申請
 令和6年12月 交付決定通知、1回目支払
 令和7年3月 2回目支払、実施状況報告
 令和7年4月~5月 実績報告

※計画書及び実施状況報告以外の手続きについては、経常費(一般補助)の一部としてあわせて手続きします。